



福岡市政記者 各位

平成30年12月17日

放火予防ステッカー

を作成しました！

福岡県警と連携！



※ 放火は「重大な犯罪行為」です。人が居住する建物に放火した場合、5年以上の懲役に処せられることがあります。



福岡市消防局



福岡県警察



<↑住民へ呼びかけるタイプ>

<←放火行為者へ呼びかけるタイプ>

◆ステッカーは、耐水・耐光性を有する屋外のコンクリート壁にも貼付可能な市販のラベルに、プリンターで印刷して作成しました。(A3~A5サイズ)

目的

◆出火原因の第1位(※)である放火を防ぐため、放火行為者に狙われやすい**ゴミ置き場**や通路、階段などの**共用部分**の付近に掲示して、**住民に注意を促す**とともに、消防や警察、地域住民の官民が一体となって**放火行為者に「放火は許さない」という強いメッセージを示す**ことで、放火の予防に繋げていくことを目的としています。(※順位は、福岡市内消防局統計平成30年11月末現在のものです。)

配布

◆地域住民や事業所からの申請に応じて、消防局で作成したステッカーを配布していきます。

参考：放火防止に向けたこれまでの取り組み

- ◆防火講話やホームページ、チラシの配布等を通じた広報・啓発活動、消防団や地域住民と連携した巡回パトロールなどを実施しています。
- ◆また、現に放火による火災が連続的に発生した地域には、「**放火監視機器**」を設置して、放火行為の抑止を図っています。



←放火予防チラシ

←放火監視機器

◆炎が発する紫外線を検知して警報音で放火行為者への威嚇を行うとともに周囲に火災の発生を知らせる機器

参考：放火による火災件数の推移

平成元年以降、福岡市内の**放火による火災**は、平成29年の第3位を除き、常に**出火原因の第1位**です。

※平成30年11月末現在71件(速報値)

